

宇都宮市入札制度合理化対策実施要領第9条
における事務取扱い及び認定の基準

入札制度合理化対策実施要領第9条により、設計受託者が、関連会社の報告をする際の事務取扱い及び認定の基準は、次により行うものとする。

第1 設計の範囲

この事務取扱い及び認定の基準でいう「設計」とは、直接発注に係る実施設計をいうものとする。

第2 報告書の提出

報告は、関連建設業者報告書（様式第1号）に必要事項を記入させ、当該契約の締結までに契約課に提出させるものとする。なお、提出後において、記載内容に変更があった場合も同様とする。

第3 審査

契約課長は、第2により受理した報告書の内容を、次の入札参加者指名委員会に付議し、その審査を受けなければならない。ただし、当該受託者が過去において審査を受けており、内容が同一であると判断される場合には、省略することができる。

第4 審査結果の通知

契約課長は、第3における審査結果（省略する場合を含む。）を当該主管課長に通知するものとする。

第5 関連建設業者認定の基準

- (1) 設計受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を所有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。（100分の50を超える株式を有し、又は出資している者が存在しない場合において他の株主又は出資者よりも特に抜きんでて株式を有し、又は出資している建設業者を含む。）
- (2) 設計受託者の代表権を有する役員が、建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。
- (3) その他設計受託者と建設業者との間において、特別な提携関係があると認められる場合には、当該建設業者については、その実態により判断するものとする。

附 則

この基準は、昭和57年8月20日から施行するものとし、この基準の施行の日において、既に契約を締結し納期が未到来のものについて適用する。

